

子どもの定期予防接種

※対象年齢であれば無料



持ちもの

母子健康手帳（親子手帳）、マイナ保険証または資格確認書、予診票（ない場合は、福祉保健課にお問い合わせください。）

種類	対象年齢（無料）	接種時期・接種間隔など
ロタウイルス	<p>□タリックス（1 価） 出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後まで</p> <p>□タテック（5 価） 出生 6 週 0 日後から 32 週 0 日後まで</p>	<p>ワクチンの種類により異なります。原則として、途中からワクチンの種類を変更することはできません。同じワクチンで、決められた回数接種をしてください。</p> <p>□タリックス（1 価） ・接種回数：2 回接種（27 日以上の間隔をあける）</p> <p>□タテック（5 価） ・接種回数：3 回接種（27 日以上の間隔をあける）</p> <p>（注意） ・どちらのワクチンも出生 6 週 0 日後から 14 週 6 日後までに初回接種をすることが望ましいです。 ・どちらのワクチンも、接種後（特に 1～2 週間）は腸重積症の症状に注意し、症状がみられた際には、すみやかに接種した医療機関を受診してください。</p>
B 型肝炎	1 歳の誕生日の前日まで	<p>3 回接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 回目：生後 2 か月以降 ・2 回目：1 回目の接種から 27 日以上の間隔をおいて接種 ・3 回目：1 回目の接種から 139 日以上の間隔をあけて接種 <p>※HBs 抗原陽性の母親から生まれたお子さんと、母子感染予防のため抗 HBs ヒト免疫グロブリンの投与に併せて、B 型肝炎ワクチンを接種している場合については対象外となります。</p>
小児の肺炎球菌感染症	<p>生後 2 か月から 5 歳の誕生日の前日まで</p> <p>（注意） ・接種間隔に細かな規定があります。</p>	<p>【標準的な接種開始月齢】</p> <p>初回接種開始時に生後 2 月～生後 7 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 4 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回接種：生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回 ・追加接種：初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降に 1 回（生後 12 月から生後 15 月の間が望ましい） <p>※初回接種のうち、2 回目および 3 回目の接種は生後 24 月に至るまでに接種する。（それを越えた場合は行わない。追加接種は可能。）</p> <p>※初回接種のうち、2 回目の接種は生後 12 月に至るまでに接種する。（それを越えた場合は 3 回目の接種は行わない。追加接種は可能。）</p> <p>【標準的な接種年齢で開始できなかった場合】</p> <p>初回接種開始時に生後 7 月～生後 12 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 3 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回接種：生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 2 回 ・追加接種：生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回 <p>※初回接種のうち、2 回目の接種は生後 24 月に至るまでに接種する。（それを越えた場合は接種は行わない。追加接種は可能。）</p> <p>初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日～生後 24 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 2 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60 日以上の間隔をおいて 2 回 <p>初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日～生後 60 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 回
ヒブ（Hib）感染症	<p>生後 2 か月から 5 歳の誕生日の前日まで</p> <p>（注意） ・「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」を一度も接種していない方は、「五種混合ワクチン」を接種します。「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」を 1 度でも接種した方は、原則として、引き続き「ヒブワクチン」と「四種混合ワクチン」を接種します。四種混合ワクチンの販売中止により入手できない場合や接種歴によって「五種混合ワクチン」に切り替える場合があります。 ・接種間隔に細かな規定があります。 ・詳しくは主治医にご相談ください。</p>	<p>【標準的な接種開始月齢】</p> <p>初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 4 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回接種：生後 12 月までに 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 3 回 ・追加接種：初回接種終了後 7 月以上（標準的には 7 月から 13 月まで）の間隔をおいて 1 回 <p>※初回接種のうち、2 回目および 3 回目の接種は生後 12 月に至るまでに接種する。（それを越えた場合は接種は行わない。この場合、追加接種は可能だが、初回接種の最後の接種から 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行う。）</p> <p>【標準的な接種年齢で開始できなかった場合】</p> <p>初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある人（合計接種回数 3 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回接種：27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 2 回 ・追加接種：初回接種終了後 7 月以上（標準的には 7 月から 13 月まで）の間隔をおいて 1 回 <p>※初回接種のうち 2 回目の接種は生後 12 月に至るまでに接種する。（それを越えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能だが、初回接種 1 回目接種から 27 日（医師が必要と認めた場合は 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行う。</p> <p>初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 回
四種混合 ジフテリア 破傷風 百日せき ポリオ ヒブ感染症	生後 2 か月から 7 歳 6 か月を迎える日の前日まで	<p>4 回接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 期初回：20 日以上の間隔で 3 回接種 ・1 期追加：1 期初回の 3 回目接種日から 6 か月以上あけて 1 回接種（標準的な接種期間は 1 年から 1 年半後に接種） <p>※「四種混合ワクチン」または「ヒブワクチン」を一度も接種していない方は、「五種混合ワクチン」を接種します。「四種混合ワクチン」または「ヒブワクチン」を 1 度でも接種した方は、原則として、引き続き「四種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」を接種します。</p>
五種混合 ジフテリア 破傷風 百日せき 不活化ポリオ ヒブ感染症	生後 2 か月から 7 歳 6 か月を迎える日の前日まで	<p>4 回接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 期初回：20 日以上の間隔で 3 回接種 ・1 期追加：1 期初回の 3 回目接種日から 6 か月以上あけて 1 回接種（標準的な接種期間は、1 年から 1 年半後に接種） <p>※四種混合ワクチンまたはヒブワクチンの接種を開始して、初回接種や追加接種が途中の場合、原則として、これまでと同じワクチンを使用して接種を完了してください。</p>
BCG	1 歳の誕生日の前日まで	1 回接種

麻しん・風しん (MR) 混合	【1期】 1歳から2歳を迎える 日の前日まで 【2期】 就学前1年間(保育園・ こども園の年長に相当 する期間)	各1回接種	
水痘 (みずぼうそう)	1歳から3歳の誕生日 の前日まで	2回接種 ・1回目: 生後12月から15月に達するまでが望ましい ・2回目: 1回目接種日から6か月から1年の間隔をおいて接種	
日本脳炎	【1期】 生後6月から7歳6か 月を迎える日の前日ま で 【2期】 9歳から13歳を迎え る日の前日まで	・1期初回: 6日から28日までの間隔で2回接種 ・1期追加: 2回目の接種日から6月以上あけて1回接種(おおむね1年の間隔をおいて接種することが望ましい) ・2期: 1回接種 ※平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した人(平成17年4月2日~平成19年4月1日生まれの人)は、20歳の誕生日の前日までの間、未接種の回数分の接種が可能です。	
二種混合 ジフテリア 破傷風	11歳から13歳の誕生 日の前日まで	1回接種	
子宮頸がん予防 ワクチン(HPV ワクチン)	小学校6年生から高校 1年生に相当する年齢 の女性	9価(シルガード) 【15歳未満の方 2回接種】 ・1回目: 初回接種 ・2回目: 初回接種から6か月後 ※ただし、上記の期間がとれない場合は、1回目の注射から少なくとも5か月以上の間隔をおくこと。2回目が5か月未満の場合は、3回目の接種が必要になります。 【15歳以上の方 3回接種】 ・1回目 初回接種 ・2回目 初回接種から2か月後 ・3回目 初回接種から6か月後 ※ただし、上記の期間がとれない場合は、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は2回目の接種から3か月以上の間隔をおくこと。	

【2価または4価を接種途中の方】
接種回数により以下のいずれかの方法で接種を完了することができます。

①2価または4価を1回接種した場合
(2回目) 1回目から2か月後
(3回目) 1回目から6か月後

②2価または4価を2回接種した場合
(3回目) 1回目から6か月後

乳幼児期の予防接種のスケジュールのめやす

乳児期						幼児期			
2か月	3か月	4か月	5か月	~	7か月	~	12か月~	15か月~	18か月~
ヒブ 肺炎球菌 B型肝炎 ロタウイルス	ヒブ 肺炎球菌 B型肝炎 ロタウイルス	ヒブ 肺炎球菌 ロタウイルス (5価のみ) 四種混合 五種混合	BCG		B型肝炎		ヒブ 追加 肺炎球菌 追加 五種混合 追加 水痘 麻しん風しん	四種混合 追加	水痘

★子どもの予防接種

予防接種は種類がたくさんあり、回数も多いので、早めに計画を立てて、接種を受けるようにしましょう。また、必要な場合は複数のワクチンを同時に接種することもできますので、かかりつけの医師に相談しましょう。わからないことや心配なことがあれば、かかりつけの医師や福祉保健課に相談しましょう。

★予防接種の受け方

- ・お子様の体調のよい時に接種を受けてください。明らかに発熱(37.5℃以上)している時は、接種を受けられません。
- ・子どもの健康状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。
保護者が同伴できない場合は、委任状が必要になりますので、福祉保健課までご連絡ください。
- ・予防接種を受けるときには、医療機関に必ず母子健康手帳と予診票を持って行きましょう。



★予防接種の費用について

予防接種法に定められた予防接種の費用は、多賀町が負担しますので、無料で接種を受けることができます。ただし、**無料で接種を受けることができるのは、法律等で定められた対象期間内に、接種間隔・回数を守って接種を受けた場合に限りです。**定められた期間・回数を外れた場合、助成の対象とならない上、接種による健康被害が生じた場合に、法に基づく補償が受けられないことがあります。発熱等の医学的な理由(自己都合や接種忘れの場合は含みません)により接種が出来なかった場合には、定期予防接種の対象となる場合がありますので、医療機関や福祉保健課にお問い合わせください。

★予防接種についてのお問い合わせは・・・ 多賀町福祉保健課 電話(0749)48-8115 有線2-2021 まで